

# 【 重 要 】

令和4年1月18日  
広島市スポーツ少年団事務連絡

## 今後のスポーツ少年団指導者登録について 【スポーツ少年団指導者資格及び資格管理(更新・資格移行)の対応等】

令和元(2019)年度まで「スポーツ少年団登録に係る指導者資格(認定育成員・認定員)」については、資格認定後からスポーツ少年団登録を継続している限り“指導者資格は継続され失効”することはありませんでした。

ただし、令和2年4月1日付で「スポーツ少年団登録」に必要な指導者に関する規程等が改定されたことから、令和2(2020)年度の登録から(公財)日本スポーツ協会が認定する更新制の指導者資格が必要となりました。

“令和元(2019)年度の指導者登録の際にどのような資格を持っていたか”及び“現行の基準による指導者資格の保有状況”により、資格移行手続きや適切な資格の更新が必要です。

令和5年度スポーツ少年団登録に向けご確認くださいとともに、指導者資格の更新や資格移行手続きが必要な指導者が期限まで手続きを完了するよう、代表者、事務担当者、登録指導者で確認をお願いします。

資格更新や資格移行手続きが必要な指導者が期限までに手続き等を失念した場合、“スポーツ少年団の理念を学んだ指導者”(登録には2人以上必要)が不在になってしまう等、令和6年度以降のスポーツ少年団登録自体に影響が出る可能性もありますので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

### I 令和元年度までの指導者資格について

令和元(2019)年度までのスポーツ少年団指導者資格(規程の改定前;日本スポーツ少年団が認定)

- 1 「スポーツ少年団認定育成員」……日本スポーツ協会(JSPO)公認「ジュニアスポーツ指導員」も保有
- 2 「スポーツ少年団認定員」……日本スポーツ協会(JSPO)公認「スポーツリーダー」も保有

【注意1】資格取得から令和元(2019)年度登録(8月末までのWeb登録手続き期間)までの間で、スポーツ少年団登録を継続しなかった時点で、「認定育成員」「認定員」の資格は失効しています。

【注意2】日本スポーツ協会(JSPO)公認「スポーツリーダー」は更新制の資格ではありません。

### II 令和2(2020)年度からのスポーツ少年団登録に必要な指導者資格について

スポーツ少年団に指導者として登録するには、次の1及び2に示す資格が必要です。

また、スポーツ少年団登録には、“スポーツ少年団の理念を学んだ指導者”が2人以上必要です。

資格失効しないように適切に更新手続きをするようご注意ください。

#### 1 日本スポーツ協会(JSPO)公認スポーツ指導者資格(更新制の資格;4年毎に更新)

- ・ 競技別指導者資格(コーチ1~4、教師、上級教師、スタートコーチ)  
【例;スタートコーチ(スポーツ少年団)、バレーボールコーチ1、陸上競技コーチ3等】
- ・ フィットネス資格(スポーツプログラマー、ジュニアスポーツ指導員)
- ・ マネジメント指導者資格(クラブマネジャー、アシスタントマネジャー)
- ・ メディカル・コンディショニング資格(スポーツドクター、スポーツデンティスト、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士)
- ・ スポーツ指導者基礎資格(コーチングアシスタント)

※ スポーツ指導者基礎資格の“スポーツリーダー”は、更新制の資格ではないため対象外

⇒ 令和5(2023)年度までは、特例措置として、“スポーツリーダー”でも指導者登録が可能。

#### 2 日本サッカー協会(JFA)、日本バスケットボール協会(JBA)公認指導者資格

JFA 公認 S・A・B・C 級 JBA 公認 S・A・B・C 級

【参考】S級(JSPO公認コーチ4) A級(JSPO公認コーチ4) B級(JSPO公認コーチ3)

C級(JSPO公認コーチ1)

※ それぞれカッコ内のJSPO公認スポーツ指導者資格となります。

## “スポーツ少年団の理念を学んだ指導者”について（令和4年度時点）

### 1 「認定育成員」「認定員」資格の保有指導者（令和元（2019）年度スポーツ少年団登録が必須）

【注意】資格取得から令和元（2019）年度登録（8月末までのWeb登録手続き期間）までの間で、スポーツ少年団登録を継続しなかった時点で、「認定育成員」「認定員」の資格は失効しています。失効している場合、“スポーツ少年団の理念を学んだ指導者”ではありません。

再度“スポーツ少年団の理念を学んだ指導者”になるには、「JSPO 公認スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会」を受講し、資格認定される必要があります。

### 2 平成30年度、令和元年度に「認定員養成講習会」を受講し、資格認定が保留となっていた人で、翌年度「登録」し、その年度末に認定証、認定員番号〔34K●●●●●〕を発行されている人

【注意】正確には、令和元（2019）年度に認定員資格を保有して、スポーツ少年団登録をした人ではありませんが、上記1の令和元（2019）年度認定員資格保有者と同様の取り扱いとなります。

### 3 「認定員（JSPO 公認スポーツリーダー）」から「日本スポーツ協会（JSPO）公認コーチングアシスタント」資格に移行済みの人

移行申請、手続きを完了し、指導者証（裏面に保有資格、有効期限、登録番号7桁記載あり）を発行されている人

### 4 「JSPO 公認スタートコーチ（スポーツ少年団）」資格保有者

令和3・4年度に実施された講習会の受講修了者

#### 《参考》

令和4年度「JSPO 公認スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会」を受講された人は、合格後、日本スポーツ協会へ登録手続きが必要です。登録手続きが完了すれば、令和5年度10月1日付で資格認定されますが、令和5年度のスポーツ少年団登録では、“スポーツ少年団の理念を学んだ指導者”として登録できます。

※「受講者ID」は、JSPO 公認指導者資格証（登録番号の記載あり）が発行されるまで、忘れないようにしてください。

- “スポーツ少年団の理念を学んだ指導者”は、次の項目から「理念あり指導者」で表記しています。

## Ⅲ 資格移行手続きに係る注意事項

《移行申請時期と資格有効期間（資格移行申請の猶予期間は令和5年11月まで）》

| 移行申請           | 移行手続き         | 資格有効期限                         |
|----------------|---------------|--------------------------------|
| ～令和3（2021）年11月 | ～令和4（2022）年3月 | 令和4（2022）4月1日～令和8（2026）年3月31日  |
| ～令和4（2022）年5月  | ～令和4（2022）年9月 | 令和4（2022）10月1日～令和8（2026）年9月30日 |
| ～令和4（2022）年11月 | ～令和5（2023）年3月 | 令和5（2023）4月1日～令和9（2027）年3月31日  |
| ～令和5（2023）年5月  | ～令和5（2023）年9月 | 令和5（2023）10月1日～令和9（2027）年9月30日 |
| ～令和5（2023）年11月 | ～令和6（2024）年3月 | 令和6（2024）4月1日～令和10（2028）年3月31日 |

◎ 資格移行の説明及びマニュアルは、日本スポーツ協会ホームページで確認、ダウンロードできます。

[公認コーチングアシスタントへの資格移行【旧認定員向け】（japan-sports.or.jp）](http://japan-sports.or.jp)

※ 資格移行申請に期限はありません。上記表以降も資格移行申請することは可能ですが、資格移行手続き完了した翌年度から再度“理念あり指導者”として登録が可能となります。

資格の空白期間ができないよう、できるだけ上記表以内に移行申請をしてください。

※ 次項の「Ⅳ 今後の対応（保有資格別の資格管理方法）等」により、各指導者の状況をご確認いただき、対応をお願いします。

## IV 今後の対応（保有資格別の資格管理方法）等

### 1 令和元年（2019）年度「スポーツ少年団認定育成員」資格を保有し、指導者登録をしていた人

#### (1) 認定育成員及び J S P O 公認スポーツ指導者資格（JSPO 公認ジュニアスポーツ指導員含む）保有者

- ① 認定育成員は JSPO 公認スポーツ指導者資格「ジュニアスポーツ指導員」を登録更新している方は保有。
- ② JSPO 公認スポーツ指導者資格を保有している限り、“理念あり指導者”として登録ができる。
- ③ 更新制の「JSPO 公認スポーツ指導者資格」は、資格有効期限の 6 カ月前までに更新対象研修（講習会等）の受講が必要。
- ④ 資格更新（4 年毎）時は、基本登録料（10,000 円/4 年分）+ 資格別登録料（競技及び保有資格により異なる）が必要。

#### (2) 認定育成員及び JSPO 公認スポーツ指導者資格（JSPO 公認ジュニアスポーツ指導員含む）とサッカー（JFA 公認 S・A・B・C 級）、バスケットボール（JBA 公認 S・A・B・C 級）の資格保有者

- ① 認定育成員は JSPO 公認スポーツ指導者資格「ジュニアスポーツ指導員」を登録更新している方は保有。
- ② JSPO 公認スポーツ指導者資格を保有している限り、“理念あり指導者”として登録ができる。
- ③ サッカー（C 級以上）、バスケットボール（C 級以上）の資格を保有している限り、“理念あり指導者”として登録ができる。
- ④ サッカー、バスケットボールの資格更新手続き及び登録料は、当該競技団体の取り決めによる。
- ⑤ 更新制の「JSPO 公認スポーツ指導者資格」は、資格有効期限の 6 カ月前までに更新対象研修（講習会等）の受講が必要。
- ⑥ 「JSPO 公認スポーツ指導者資格」更新（4 年毎）時は、基本登録料（10,000 円/4 年分）+ 資格別登録料（競技及び保有資格により異なる）が必要。

### 2 令和元年（2019）年度「スポーツ少年団認定員」資格を保有し、指導者登録をしていた人

この項目の対象者は次の人になります。

- 1 令和元（2019）年度「認定員」資格を保有し、スポーツ少年団指導者登録をしていた人
- 2 平成 30 年度、令和元年度に「認定員養成講習会」を受講し、資格認定が保留となっていた人で、翌年度「登録」し、その年度末までに資格認定（認定証、認定員番号〔34K●●●●●〕）を発行されている人

【注意】 正確には、令和元（2019）年度に認定員資格を保有し、スポーツ少年団指導者登録をした人ではありませんが、上記 1 の令和元（2019）年度認定員資格保有者と同様の取り扱いとなります。

#### (1) 認定員（JSPO 公認スポーツリーダー）のみ保有者で、猶予期間内に資格移行申請しない（しなかった）場合

- ① スポーツリーダーは永年資格のため、資格は失効しない。
- ② 資格移行手続きをしなければ、“理念あり指導者”としての指導者登録は、令和 5（2023）年度まで。令和 6（2024）年度以降は、「役員・スタッフ」として登録することとなる。
- ③ 2 ページⅢで記載したように資格移行申請に期限はないため、令和 6 年度以降に再度“理念あり指導者”として登録を希望する場合は、「JSPO 公認コーチングアシスタント」への資格移行申請が必要。 資格移行手続き完了した翌年度から“理念あり指導者”として登録できる。※資格移行後の手続き等は、次の(2)の②以降を参照

#### (2) 認定員（JSPO 公認スポーツリーダー）のみ保有者で、資格移行申請した（猶予期間内にする予定の）場合

- ① 令和 5（2023）年 11 月までに資格移行申請し、手続きが完了すれば、次年度以降も指導者登録が可能。
- ② 資格移行手続きを完了した翌年度から「JSPO 公認コーチングアシスタント」として、引き続き“理念あり指導者”として登録ができる。
- ③ 資格移行手続きを完了により、日本スポーツ協会の通知による初期登録手数料（3,300 円）と基本登録料（10,000 円/4 年毎）が必要。（コーチングアシスタントの資格別登録料は 0 円）
- ④ 更新制の「JSPO 公認スポーツ指導者資格」は、資格有効期限の 6 カ月前までに更新対象研修（講習会等）の受講が必要。
- ⑤ 資格更新（4 年毎）の際は、基本登録料（10,000 円/4 年分）のみ必要。

(3) 認定員（JSPO 公認スポーツリーダー）と更新制の JSPO 公認スポーツ指導者資格保有者（取得予定者）及びサッカー（JFA 公認 S・A・B・C 級）、バスケットボール（JBA 公認 S・A・B・C 級）の資格保有者（取得予定者）の場合

【既に更新制の JSPO 公認スポーツ指導者資格を保有している人】

【令和 6 年度の広島市スポーツ少年団登録手続きまでに上記指導者資格が認定されている人】

- ① スポーツリーダーは永年資格のため、資格は失効しない。
- ② 更新制の JSPO 公認スポーツ指導者資格を保有している限り、“理念あり指導者”として登録ができる。
- ③ サッカー（C 級以上）、バスケットボール（C 級以上）の資格を保有している限り、“理念あり指導者”として登録ができる。
- ④ サッカー、バスケットボールの資格更新手続き及び登録料は、当該競技団体の取り決めによる。
- ⑤ 更新制の「JSPO 公認スポーツ指導者資格」は、資格有効期限の 6 カ月前までに更新対象研修（講習会等）の受講が必要。
- ⑥ 「JSPO 公認スポーツ指導者資格」更新（4 年毎）の際は、基本登録料（10,000 円/4 年分）+ 資格別登録料（競技及び保有資格により異なる）が必要。
- ⑦ 「JSPO 公認コーチングアシスタント」への資格移行手続きは更新制の資格を継続して登録している限り不要。

【令和 6 年度の広島市スポーツ少年団登録手続き期間後に上記指導者資格が認定となる人】

令和 6 年度スポーツ少年団登録期間終了後に資格認定となるため、令和 5 年（2023）年 11 月までの資格移行申請をしなければ、令和 6 年度は“理念あり指導者”としてスポーツ少年団指導者登録ができなくなる。

“理念あり指導者”として登録の継続を希望する場合は、「JSPO 公認コーチングアシスタント」への資格移行手続きが必要。

(4) 認定員（JSPO 公認スポーツリーダー）のみ保有者で令和 2・3・4 年度スポーツ少年団登録をしていない場合

- ① スポーツリーダーは永年資格のため、資格は失効しない。
- ② 資格移行手続きをしなければ、“理念あり指導者”として指導者登録できるのは、令和 5（2023）年度まで。令和 6（2024）年度以降は、「役員・スタッフ」として登録することとなる。
- ③ 2 ページⅢで記載したように資格移行申請に期限はないため、再度“理念あり指導者”として登録を希望する場合は、「JSPO 公認コーチングアシスタント」への資格移行申請が必要。資格移行手続き完了した翌年度から“理念あり指導者”として登録できる。※詳細は、3 ページ 2 の(2)の②以降と同様

### 3 JSPO 公認スポーツ指導者資格（競技別等）のみ保有、またはサッカー（C 級以上）、バスケットボール（C 級以上）の資格のみ保有している人

(1) JSPO 公認スポーツ指導者資格（競技別等）のみ保有している人

- ① スポーツ少年団登録の際は、“指導者”として登録できる。
- ② “理念あり指導者”となるには、「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会を受講、合格後、登録手続きが必要。  
ア 「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会を受講し、認定試験に合格した翌年度から“理念あり指導者”として、登録が可能。  
イ 「スタートコーチ（スポーツ少年団）」資格登録時に初期登録手数料（3,300 円）のみ必要。  
ウ 資格更新（4 年毎）の際は、期限（資格有効期限の 6 か月前）までの更新対象研修の受講と基本登録料（10,000 円/4 年分）+ 資格別登録料（競技及び保有資格により異なる）が必要。

## (2) サッカー（C級以上）、バスケットボール（C級以上）のみ保有している人

- ① スポーツ少年団登録の際は、“指導者”として登録できる。
- ② “理念あり指導者”となるには、「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会を受講、合格後、登録手続きが必要。
  - ア 「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会を受講し、認定試験に合格した翌年度から“理念あり指導者”として、登録が可能。
  - イ 資格登録時に初期登録手数料（3,300円）基本登録料（10,000円/4年毎）が必要。
  - ウ 資格更新（4年毎）の際は、期限（資格有効期限の6か月前）までの更新対象研修の受講と基本登録料（10,000円/4年分）が必要。
    - ※ サッカー、バスケットボール指導者資格とは別に更新関係の手続きが必要となる。

## 4 スポーツ少年団指導者登録に必要な指導者資格を保有していなく、これから“理念あり指導者”の資格を取得したい人【令和5年度「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会受講者含む】

「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会を受講、合格後、登録手続きが必要。

- ① 「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会を受講し、認定試験に合格した翌年度から“理念あり指導者”として、登録が可能。
- ② 資格登録時に初期登録手数料（3,300円）基本登録料（10,000円/4年毎）が必要。
- ③ 資格更新（4年毎）の際は、期限（資格有効期限の6か月前）までの更新対象研修の受講と基本登録料（10,000円/4年分）が必要。

## 5 その他の登録及び資格に関する注意事項等

### (1) 令和元（2019）年度指導者登録をしていないスポーツ少年団認定育成員、認定員資格保有者だった人

- ① 現時点で“理念あり指導者”ではない。
- ② 認定育成員であった方〔更新制のJSCO公認スポーツ指導者資格「ジュニアスポーツ指導員」を保有〕  
「ジュニアスポーツ指導員」または、その他の更新制 JSCO 公認スポーツ指導者資格を保有していれば、スポーツ少年団には、“指導者”として登録が可能。
- ③ 認定員であった方〔JSCO公認スポーツ指導者資格「スポーツリーダー」を保有〕  
「スポーツリーダー」は、更新制の資格ではないため、特例措置として、令和5（2023）年度まで、スポーツ少年団には、“指導者”として登録が可能。令和6（2024）年度以降は、「役員・スタッフ」登録となる。
  - ※ 更新制 JSCO 公認スポーツ指導者資格を保有している場合は、その資格を保有している限り、“指導者”として登録が可能。
- ④ 再度“理念あり指導者”となるには、「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会を受講、合格後、登録手続きが必要。
  - ア 「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会を受講し、認定試験に合格した翌年度から“理念あり指導者”として、登録が可能。
  - イ 資格登録時に初期登録手数料（3,300円）基本登録料（10,000円/4年毎）が必要。
  - ウ 資格更新（4年毎）の際は、期限（資格有効期限の6か月前）までの更新対象研修の受講と基本登録料（10,000円/4年分）が必要。

### (2) 競技団体が実施する「スタートコーチ（競技名）」養成講習会について

- ① 競技団体が実施する「スタートコーチ（競技名）」養成講習会で資格を取得しても指導者登録は可能であるが、“理念あり指導者”として登録はできない。
- ② “理念あり指導者”となるには、「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会を受講、合格後、登録手続きが必要。
  - ア 「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会を受講し、認定試験に合格した翌年度から“スポーツ少年団の理念を学んだ指導者”として、登録が可能。
  - イ 資格登録時に初期登録手数料（3,300円）基本登録料（10,000円/4年毎）が必要。
  - ウ 資格更新（4年毎）の際は、期限（資格有効期限の6か月前）までの更新対象研修の受講と基本登録料（10,000円/4年分）が必要。

### (3) 「スタートコーチ（教員免許状所有者）」養成講習会について

- ① 「スタートコーチ（教員免許状所有者）」養成講習会で資格を取得しても指導者登録は可能であるが、“理念あり指導者”として登録はできない。
- ② “理念あり指導者”となるには、「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会を受講、合格後、登録手続きが必要。  
ア 「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会を受講し、認定試験に合格した翌年度から“スポーツ少年団の理念を学んだ指導者”として、登録が可能。  
イ 資格登録時に初期登録手数料（3,300 円）基本登録料（10,000 円/4 年毎）が必要。  
ウ 資格更新（4 年毎）の際は、期限（資格有効期限の6 か月前）までの更新対象研修の受講と基本登録料（10,000 円/4 年分）が必要。

### (4) 認定員（JSPO 公認スポーツリーダー）からの資格移行ではなく、「JSPO 公認コーチングアシスタント」資格を取得した場合について

- ① 指導者としての登録は可能であるが、“理念あり指導者”として登録はできない。
- ② “理念あり指導者”となるには、「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会を受講、合格後、登録手続きが必要。説明については、前記5の(2)の②と同様

※ 「JSPO 公認コーチングアシスタント」保有者全員が“理念あり指導者”ではない。

2019（令和元）年度指導者登録の認定員（JSPO 公認スポーツリーダー）が資格移行により「JSPO 公認コーチングアシスタント」を取得した場合が“理念あり指導者”であり、資格移行者以外の「JSPO 公認コーチングアシスタント」保有者は、スポーツ少年団に登録する際には、理念なしの“指導者”登録となる。

### (5) 各競技団体等が独自に認定している指導者資格について 〔JSPO 公認指導者資格以外（サッカー、バスケットボールの C 級以上を除く）〕

スポーツ少年団指導者登録の対象資格とはならないため、スポーツ少年団に登録する場合は、「役員・スタッフ」登録となる。

## V 令和5年度スポーツ少年団登録（Web 登録）の指導者登録に向けての注意事項

〔各資格名称については、1 ページ参照〕

### 1 日本スポーツ協会（JSPO）公認スポーツ指導者資格保有者

JSPO 公認スポーツ指導者資格を保有している方は、この指導者証を必ずお持ちです。

裏面（この画像では右側）の**有効期限、保有資格、登録番号**を確認しておいてください。

スポーツ少年団登録における指導者資格の確認で、「JSPO 登録番号」を入力するときは、この指導者証に記載されている登録番号を入力する必要があります。



**【重要】令和5年度スポーツ少年団登録の際は、必ず登録番号を入力してください。**

## 2 日本サッカー協会（JFA）、日本バスケットボール協会（JBA）公認指導者資格（C級以上）保有者

この資格を保有している方は、指導者証（ライセンス認定証）をお持ちです。

保有資格、登録番号が記載されていますので、必要事項を確認しておいてください。

スポーツ少年団登録における指導者資格の確認で、「その他の登録番号」の入力をするときは、指導者証（ライセンス認定証）に記載されている登録番号を入力するようになります。

**【重要】令和5年度スポーツ少年団登録の際は、必ず登録番号を入力してください。**

## VI 各資格の更新について

令和元（2019）年度までの「スポーツ少年団登録に係る指導者資格（認定育成員・認定員）」については、資格認定後からスポーツ少年団登録を継続している限り“指導者資格を失効”することはなく、スポーツ少年団登録以外、特に手続きの必要はありませんでした。

今後は、各自で保有資格の有効期限に合わせて、更新手続きが必要となりますので、更新対象研修（講習会等）の受講及び期限までに更新手続きが完了するよう対応をお願いします。